#### 第3号様式

# 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名:株式会社ティーバランス

業者の住所:東京都足立区綾瀬3-21-13

2 指名停止措置期間 : 令和7年11月4日から令和7年12月3日まで(1か月)

3 指名停止措置の範囲:東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県

静岡県 山梨県 長野県 新潟県

### 4 事実概要

同社は、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図に事実と異なる監理技術者の氏名を記載して発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかった。このことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、建設業許可行政庁である東京都知事から監督処分(指示処分)を受けたものである。

# 5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の 別表2の11

# <指名停止措置基準>

措	置 要	件	期	間	
別表第2					
1~10 略					
(建設業法違反行為 11 部局の所在する 法(昭和24年法 し、工事の請負契約 ると認められると く。)。 12~14 略	都道府県内に 津第100号 めの相手方と	して不適当であ	ックを対象と		